

「困ったときは 民商へ」とまわりの方に紹介をお願いします

名古屋北部民商ニュース

発行：2021年5月24日(月) No.425

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8111

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.stl.jp

困りごととは民商に相談するのが一番！！

一時支援金の相談＆開業相談で2人入会！

「一時支援金のことでお尋ねしたいのですが…」と西区の女性から事務所に電話。話を聞くと「結婚式場やホテル、催事場などで、フリーランスとして宝石アドバイザーをしているが、結婚式や催事がことごとく中止になり、収入が激減してしまった。昨年の持続化給付金は、サポートセンターに行って申請したが、一時支援金は、事前確認が必要とのことで困っていたところ、スマホで検索したら『民商に相談するのが一番いい』と出てきた。それで該当の民商を調べて電話しました」とのこと。来所してもらい、民商の説明をして入会。本人のスマホで、一時支援金ホームページにアクセスし、申請IDを発番。



事前確認の様子

民商のパソコンで必要事項の入力を済ませて、あとは事前確認を受けるだけとなりました。「どこへ相談したらいいかわからなかったのが、助かりました」とほっとした表情。その他、元会員の露天商の方から、一時支援金の相談が。5月12日に、5人の方が春原行政書士による事前確認を受けましたが、21日と26日にも、この露天商の方を含め会員数名が、事前確認を受けることになっています。

また、清掃業で働いている20代の青年が、「給料がとても低くて家族を養うのが大変。現場をまかせたいと言われ、その人が道具一式も売ってくれるので、開業のための融資を受けたい」と相談に訪れ、入会しました。

「カラオケのガイドボーカルの音も出しちゃいけないなんて」

5月17日(月)午後1時から「愛知県感染対策協力金3月22日～4月19日実施申請分」の記入説明会を行い、居酒屋、カラオケスナックの経営者の方、9名が参加。申請書の記入のあと、自己紹介。「あ～あそこのお店の?」「近いですね」「コロナが収まったらお店に行きます」と和気あいあい。カラオケスナックのママさんが「店が寂しいから、ガイドボーカルだけでも流しておこうと思ったら、第一興商の社員が来て、『もし、カラオケ使ったと疑われたら言い訳できないから』と本体の電源を切っていった」と発言すると「カラオケ切ったってしゃべるなら、同じなのに、おかしいね」「カラオケのリース料を払ってるのに」「リース料なんかかならないのか」等々、複雑な胸の内を語り合いました。



フラワーデモと刑法の改正 弁護士 山内益恵

フラワーデモのことを聞かれたことがあるでしょうか。

2019年3月、4件の性暴力事件が第一審で相次いで無罪となりました。これらの判決に抗議し、性暴力の実態を伝えながら、被害者に寄り添う気持ちを示すために始まった集会です。フラワーデモという名前のおとり、被害者への共感の象徴として花や花のモチーフを身につけます。東京から全国に広がり、名古屋でも毎月11日に実施されています。4件のうち1件は、名古屋地裁岡崎支部の事案で、父親による未成年の実の娘に対する長年にわたる性暴力を認めつつ、娘が抗拒不能ではなかった(逆らうことができた)という理由で準強制性交等罪を無罪としました(高裁で逆転有罪判決。)性暴力は被害者の尊厳を徹底的に傷つけるものです。しかしこれらの判決により、被害の痛ましさに比べて、性暴力を罪に問うにはあまりにも高いハードルがあるという刑法の限界が露呈しました。これを変えねばという強い思いで、多くの人が街角に集まったのです。フラワーデモでは、被害者に寄り添う気持ちを持つ人々に支えられて、被害者自身が声を上げ始めました。今まで被害者が語れなかったのは、社会が見て見ぬふりをする事で被害者の口を封じていたのではなかったか。社会の側の姿勢も問われています。

現在、性犯罪に関する刑法の改正作業中ですが、教師や親族などの立場を利用した性虐待の抑制や、暴行脅迫要件の撤廃、時効の問題、13歳以上となっている性交同意年齢の引き上げなど課題は山積です。また刑法改正と同時に、興味本位なネット情報ではなく、自分を守り相手を尊重するために必要な知識を身につけるための教育的な取り組みが求められています。